

議 事 録

会議の名称	茨木市人権尊重のまちづくり審議会 第7回いのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会
開催日時	平成28年6月24日（金） 午後2時～午後5時
開催場所	茨木市役所南館3階 防災会議室
部会長	熊本 理抄
出席者	熊本 理抄 岩本 賢三 長田 佳久 柴原 浩嗣 三木 昭 <p style="text-align: right;">(5人)</p>
欠席者	なし
主な議題	(1) いのち・愛・ゆめセンターのあり方について (2) その他
配布資料	添付のとおり

(順不同、敬称略)

発言者	内 容
事務局	<p>開会</p> <p>ただ今から、第7回いのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会を開催する。</p> <p>本日は、委員5人全員が出席であるため、会議は成立している。</p> <p>議事の進行については審議会規則第5条第1項を準用して、部会長にお願いする。</p>
	<p>議題1 いのち・愛・ゆめセンターあり方について</p>
部会長	<p>それでは本日の審議に入る。傍聴者はあるか。</p>
事務局	<p>傍聴者はない。</p>
部会長	<p>それではただいまより議事に入る。本日の進め方について事務局より案があればお願いしたい。</p>
事務局	<p>【資料確認】</p> <p>本日の進め方であるが、まず相談員の北場より資料に基づいて相談の状況について説明をさせていただき、その後基本的な方向性についての資料に基づいて、部会員の皆様の共通認識を図っていきたいと考えている。そのため、議論すべき項目一つずつについてご議論いただき、皆様の意見の集約をお願いしたい。</p> <p>もう一つの資料は、部落差別解消法に関する国会法務委員会の会議録である。茨木市においても6月議会で質問があり、国会の会議録を皆様にも見ていただいております。ということになり、お配りするものである。</p> <p>6月議会には傍聴に来ていただいた部会員の方もいるが、代表質問の中で6会派中5会派から愛センターについて質問があった。答申を出すのがなぜ伸びたのか、どういうスケジュールで今後進むのか、これについては国会の部落差別解消法案の推移も注視して12月を目処にと答えている。また人権問題についての考え方や、第2次人権施策推進計画との関連、基本方針の中に「今日的な同和問題」とあるのはどういうことか、という質問や、検討部会における公平性の確保、隣保館ありきで検討が進んでいるのではないかという意見があった。市としてはこれまでの検討で各センターの実地調査等を行ってきており、今後内容の検討に入ると答弁した。また、あ</p>

発言者	内 容
	<p>り方検討部会の廃止についての質問もあり、市長に会議録を読んでいるのかという質問もあったが、市長は会議録を読んでいないが内容は報告を受けていること、あり方検討部会は意義があり廃止は考えていないと答弁している。</p> <p>その後6月22日に文教常任委員会の中で、国会では部落差別解消法が継続審議になっているがあり方検討部会には提示したのかという質問があったものである。ほかにも、指定管理ありきで検討が進んでいるのではないかという質問や、センターは歴史的意義を失ったのでこれを廃止してから改めて審議すべきという質問、利用率が少ないことが議論されていないのではないかという指摘等があったことについて、ご報告する。これらについても今後の議論の参考にしていただければと思う。</p>
部会長	<p>今のことについてご質問、ご意見はあるか。</p> <p>それでは、総持寺いのち・愛・ゆめセンターの北場相談員より、資料に基づいてお話をお聞きし、その後意見交換に入りたい。</p>
北場相談員	<p>【資料「第7回 いのち・愛・ゆめセンターあり方検討部会資料～相談から見えてくる地域の現状と課題、たった一人に現れる相談を大切に」に基づいて説明】</p>
部会長	<p>今の報告について質問・意見はあるか。</p>
委員	<p>こうやって相談事業についてまとめられているのは非常にいいと思う。先般、愛センターに伺って話をお聞きした時にお話ししたことだが、例えば「ノウハウの蓄積」という言葉が出てくるが、どういったノウハウがどういった形で蓄積されているのか、ということが問題である。すぐれた相談員がいて、その相談員の中に蓄積されているのであれば、その人が移ればノウハウも移ってしまう、蓄積にならないということになりかねないという危惧を私は持っていた。職員数が減少してきた歴史の中で、ここに蓄積されてきたノウハウが分散されてしまうという認識をした方が間違いないのではないかと私は考えている。その中で、ノウハウを標準化して、共有できる、相談員同士でのディスカッションの中で力量の向上につながっていくという形になるべきだと感じていたが、その意味でこういう形でまとめていく方向で、分析を進めていけばよいと思う。</p> <p>いくつか紹介された事例の中で気になったのだが、包括支援センターがあり、ケアマネージャーがいて専門的な相談をしている。こちらに事案として繋いで一緒に解決していく、あるいは専門的なケアマネが解決に携わるといったやり方をされたことはあるのか。</p>

発言者	内 容
北場相談員	<p>もちろん一緒に相談してやっているし、介護の予防的などころも含めて一緒に訪問したり、連携して取り組んでいる。認知症にしても本人が診断を受けて初めて制度を利用していくということになるが、事例で紹介したように本人に受診の意思がなければ制度につなぐことができないということがある。地域で本人を見守ったり、信頼できる包括支援センターの方につなぐという橋渡しの役割は愛センターに必要だと考えている。専門機関につなぐまでの本人や家族に寄り添っていくことが求められる。</p>
委員	<p>そういうことはシステムづくりの一つだと思う。こういう情報があれば包括支援センターに、こういう問題は民生委員に、そういう対応をシステム化できれば、人が変わっても同じ取組みができる。そういう標準化したシステム化をしていくということはどうか。ノウハウをどう積み上げるのかという時に、その解決の手段も考えなければならぬと思っている。</p>
北場相談員	<p>昨年度から支援方策検討会として、行政・地域・関係機関の担当者が集まり、定期的に情報交換しながら、どういシステムがよいかという議論を進めているところである。</p>
部会長	<p>他の委員の方はいかがか。</p> <p>先ほどの議会の意見の中に歴史的意義は終えているので廃止すべきという意見があったという話があった。スタッフが減少しているなか、総合相談の件数は増えている。相談事業としての有効性やノウハウの蓄積という点で、センターがあるからこそ見えてくる課題や発見できる問題があると思う。廃止ということになると、センターで見えている課題や課題を持つ人はどこに行く事になるだろうか。相談員の方にお聞きすることではないかもしれないが、このセンターがなければどうなるかという点についてはいかがか。</p>
北場相談員	<p>ますます厳しい状況になっていくということはあると思う。現在課題のある方も、もともとそうだったのではなく、もう少し地域での出会いやつながりがあれば状況は改善されたかもしれない。効果がどうであったかということとは検証しなければならないが、相談による予防的な効果についても、地域で生活する一人として早期に関わっていくことが、問題の拡大を防ぐ面があると思う。愛センターが無くなってしまうと、問題がますます大きくなったり、信頼できる相談機関を失って手を離れてしまうということがあるのではないかと思う。</p>

発言者	内 容
部会長	先ほどの委員のご指摘のノウハウの蓄積や発信については、重要な課題であり、今後も検討していきたい。
委員	相談者をエリアで分けて集約されているが、中学校区くらいのイメージなのか。
北場相談員	概ね中学校区くらいを1つのエリアとして、それを対象として取り組んでいる。現在、いろんなネットワークにおいても中学校区がベースとなっている。ただ、相談は近隣中学校区だけではなく、いろんなところからきている。
委員	<p>いい資料をいただいたが、こういうデータは茨木市にもっとないのか。茨木市全体としてこうしたデータ蓄積が重要になっている時期だと思う。その意味でいいものを出していただいたと思う。議員に対してもこうしたデータをきちんと把握してもらい、判断に活かしていただくことが重要だと感じる。実態は実態として互いに共有し、しかるべく政策判断に持っていくべきだと感じた。本日のような資料がもっとあるのではないかと思う。相談員の問題ではなく、同じような相談員さんが市内にたくさんいて、データになっているかどうかは別にしても、情報をたくさん持っていると思う。こうした資料をきちんと集約して、行政の判断材料にしていただきたい。</p> <p>また、私も地域で自治会長として相談をしていると、この種の相談はたくさんある。そこから専門的な相談の方にゆだねたり、後のフォローをさせていただくということがあり、そうするなかで地域が穏やかに収まってくれるよう努力している一人として、データ化を強くお願いしたいと感じた。</p>
部会長	データ分析や集約ということは今後取り組むためには、今の職員体制はかなり厳しいのではないかと思うが、相談員の職務の実態としてはどうか。
北場相談員	今回も分析まで十分届いていないのはご覧いただいた通りである。相談員間で記録書式や手法が異なることもあるが、センター内だけでも統一的に集約していくことが必要だと考えている。3センターやCSWのデータが集まり、特徴的なところをキャッチして取り組んでいくことで、市全体の課題にあがっていくようなシステムになるといいと思う。
委員	そうした集約や分析を人権センターで一括して行うといったやり方や、大学の先生や学生さんに助力を得て集約や分析をするということも考えら

発言者	内 容
部会長	<p>れると良いと思う。</p> <p>個人情報の問題はどうだろうか。専門家による分析チームという考え方になるだろうか。</p>
委員	<p>先ほどの委員のご提案は、かなり成熟している状況かもしれない。相談する人と相談を受ける人の人間関係ができていてこそ、相談が成り立っている。小学校区で丸ごと相談というものに取り組んでいるが、ほとんど利用がない。愛センターでの相談は継続的に人間関係をつくりながらのものになっている。広報では茨木市内の相談窓口の一覧が掲載されており、相談窓口は市内に非常にたくさんある。どこでどんな相談をしているのかということについては、たくさん相談をしているはずだが、集約されていない。市役所の1階でも窓口があり、専門的な方が対応しているが、どんな内容があるのかは何もわからない。</p> <p>社会福祉協議会の心配事相談というものに関わったことがあり、相談に来た人を専門的な窓口につなぐ程度のものだが、何でも相談になると相談は受けられてもどうしたらいいかわからない。ただ聞いてあげて人間関係をつくっていくことからスタートになる。愛センターは従来取り組んできた実績もあるが、それがない地域であれば、とても相談できる場所がない。そう考えると、愛センターの相談の意義は大きい。議会にも十分伝わっていないということを感じる。</p> <p>いずれにしても、相談は愛センターの大きな役割だが、これをどう集約・分析していくかということとは大きな課題である。また、愛センターのない地域はどうするかということや、そこに愛センターが有効に関わっていくにはどうしたらいいかということも考えていかねばならない。</p>
委員	<p>現状ではシステマティックな集約は難しいというご意見はよくわかるが、今の地域での相談はせいぜい月に1回程度の窓口が多い。月に1回程度の窓口で相談に行くかと思えばとてもそう思えない。困っているから相談に行くのであって、いつも誰かがいて聞いてくれる場でなければ相談に行かない。窓口だけたくさん作っても意味がないと私は考えている。ただ法的な事や手続き的な事なら市役所の窓口で聞けばよい。常駐して相談を受けていることが、愛センターの大きな役割だと思う。</p> <p>一方で、相談を受ける人が減っているのに相談件数が増えるということになると、相談していることが解決せず、継続しているということや、多岐にわたって問題が広がっているということが考えられる。いずれにしてもなかなか本質的な解決にならずに相談が続いてしまっているということがあると思う。せっかく受けた相談であれば、少なくとも5つに1つくら</p>

発言者	内 容
部会長	<p>いは解決のめどがつくような、相談の受け方も考えないといけないのではないかと思う。解決できないということは、相談している側にとってもつらい。私が他所で相談を受けるときには、例えば1週間以内にめどをつけるということを心掛けています。切実だからこそ相談に来るのだから、受ける側はめどをつけてあげることが責務だと思う。あまり相談件数がかわらない、増えているというのはどういう状況なのか、その実態はよくわからないところであった。今後、相談の内容や状況が分析できて来れば、対応や解決の展望が見えてくるのではないかと思う。</p> <p>あり方の方向性の中では、本日のご議論も受けて相談事業のあり方について考えなければならないと感じた。</p>
委員	<p>私もこれまでのご意見と同様に、相談事例から市全体の相談の課題や住民ニーズを考えていかねばならないと感じている。私は大阪府人権協会で府の委託を受けて人権相談に取り組んでいるが、そこで一定の様式で相談者の年齢や相談テーマ、対応法について集約をしている。そうすると、課題が見えてくる。やはり精神的な問題があつて何度も相談していて、他の窓口で解決しなくてなんでも受け入れる人権相談にくる方が多い。また、職場での問題も大阪府内では多い。また、障害のある子どもの保護者からの相談も継続して多いという状況がある。</p> <p>ともあれ、相談から市の課題を見つめていくことが必要だと思う。非定型的な相談こそ愛センターで取り組まれているということが資料にあるが、非定型的な相談を受けるべきは、愛センターか、CSWなのか、他の窓口なのかということも含めて、考えていく必要がある。市全体の中で愛センターがすべきことなのかどうかという視点から、愛センターの役割を考えていく必要があると思う。大切な取り組みだから支えていこう、広げていこうという論理だけでなく、市全体の中でどんな課題があり、それに取り組むのがどこなのかという検討が求められていると思う。愛センターの相談から、市ではこんな課題があり、その対応にあたって愛センターがどういう役割を果たすのか、という順序での検討が必要だと思う。</p> <p>また、愛センターの相談の集約でこだわりたいのは、一つは相談者の居住地である。実際は中学校区やそれを超える人からの相談を受けており、そのニーズがあるということである。おそらく中学校区に1つあれば、相談のニーズがあるということであろう。居住地の分析から市全体の課題が見えると思う。</p> <p>もう一つは、活動や事業があれば課題が見えてくるという点である。愛センターの特徴は人権啓発や交流事業だが、それをやるから、その課題について相談に来る。権利があるのだという啓発や、交流があるからこそ、</p>

発言者	内 容
北場相談員	<p>自分の相談を表に出せるという仕組みが隣保館であろうと思うし、これは普遍的な機能である。それを市全体でどう作っていくかということが大事である。</p> <p>最後に、報告にあたっては何年度のデータなのか、集約された数値の母数は何かといったことも含めてご報告いただけると良いと思う。</p> <p>平成27年度版の報告からの資料なので、年度については平成27年度1年間のものである。</p> <p>非定型の相談への対応については、センター全体の機能として考えていく必要もあるだろうし、また同和問題に取り組む施設としてやってきた蓄積があるからこそできることがあると思う。</p>
委員	<p>専門的な相談が充実すると総合的な相談がいらなくなるわけではない。相談で寄り添いながら何が必要なのか、将来どうしていこうと思うのか、ということへの寄り添いがなければ、専門的な相談を選べない。向かいたい将来像を一緒に考えて支えることがあって初めて、専門的な相談を利用できるのだと思う。そうした総合的な相談をできるのは、現在の茨木市では愛センターであるのだと思う。</p>
事務局	<p>愛センターは総合相談の窓口としてどんな相談も受けてきた。しかし現在は生活困窮者については自立支援の法律ができ、福祉政策課が相談窓口となっている。また、地域にはCSWや地域包括支援センターも置いている。市全体を見回すと、重層的に相談を受けていることになる。その中で、隣保館は相談者に寄り添いながら全体をコーディネートしてきたノウハウがあり、各種制度をつないでいけるような相談ができる場所に役割があるのではないかと考えている。</p> <p>実際にはすべての相談に対応できるノウハウも予算も人員もないが、専門家につないでいける窓口としての役割は果たしていけると考えている。</p>
部会長	<p>後の検討にも関連すると思うが、相談機能については非常に重要な課題となる。北場相談員にはご報告感謝する。</p> <p>続いて、答申の方向性についての審議を進めていきたい。資料に基づいて7項目の検討事項について順に検討していきたい。</p> <p>まず部落問題の認識と解消に向けた取組みの必要性についてご意見をいただきたい。議会の中では歴史的意義を失ったという指摘も頂いているが、そのあたりも含めてご意見いただければと思う。</p>
委員	<p>課題が何かということを確認にして、何に取り組むか、どう取り組むか</p>

発言者	内 容
部会長	<p>ということがあると思う。現状認識と取り組みの必要性というより、課題は何かということが項目として必要ではないか。</p> <p>これまでの議論で課題は大きく2つあったと思う。一つは貧困の進行である。生活困窮者支援の報告でも、国のデータで生活保護世帯が増加しているということがあった。茨木市の数値も報告されていた。最近10年間で格差が拡大し、貧困が進行している、その背景に様々な人権問題があるということだと思う。障害のある家庭の支援やDV等の家族関係の問題が背景にあり、貧困が進行している。貧困の進行が市全体としてどうなのか、課題は何なのかという議論がいると思う。</p> <p>もう一つの課題は被差別部落に困難が集中しているということだと思う。部落差別は解消したとは言えないということや、格差や貧困の問題を視野に入れた支援が必要という点については、同和地区に生活困難者が集中する仕組みがあると思う。大阪府で国勢調査を使って実態を把握する取り組みが行われている。同和地区を有する地域とそれ以外では、非課税世帯は市町村全体で4割程度なのと同和地区では6割といったように、高齢化もあるが、市営住宅などがあり、生活の厳しい層が流入している。一方で自立層が流出しているということが続いており、同和対策の効果がないのではなく、都市の課題として困難が集中しているということがあると思う。そうした課題は何かということを書き始める必要があるのではないかと。同和地区の課題、市全体の課題があると思うし、それを書く必要がある。今日的な同和問題とは何かという問いに対する課題認識が必要ではないか。</p> <p>国勢調査を用いた調査による課題分析や、様々な調査から、部落の内部に貧困や不平等が集中することや、社会全体が非正規化、不安定化することが被差別部落の状況を悪化させる要因となっており、それを支えていた同和対策がなくなった今も、その現状は変わっていないということがある。</p> <p>自立層が転出しているという状況は、その原因を同和対策に求める議論もあったが、現状では貧困層が同和地区内に滞留していくこと、また部落内外の若者が出会う中で、結婚差別の経験もなくなっていないということなどがある。そうした、茨木市の特定の調査ではないが同和地区の全体的な状況についての調査研究の知見をどれだけ反映できるのかということはある。</p> <p>また、気持ちに寄り添った支援の必要性についても、私自身の同和地区の若者への調査においても、被差別経験というより「不安」として言及されている。ネットによる調査を誰もがができるようになり、身元調査の恐れやインターネットでの大量の差別的な言説を見ている。その中で、差別を受けるかもしれないという恐れや不安など、数字として表れにくい不安と</p>

発言者	内 容
事務局	<p>いうものに寄り添う支援が非常に重要だと思う。生活困窮者自立支援法では、不安を一つのキーワードにしており、多くの人がかかえる課題として不安ということを取り上げている。その不安にいかにかち向かえるかが生活困窮者自立支援法で重要視しているということを考えると、同和地区の人々のさまざまな不安に向き合えるのは隣保館ではないかと感じている。</p> <p>本人も自覚できていない貧困問題や人権問題があり、だれにも言えない、いつか自分にも降りかかるかもしれないという不安にいかにかち添えるかということを中心にしたいと思っている。</p> <p>それから、部落差別解消法ができると地方公共団体の役割が求められるところがあるだろうが、実際に調査や相談をどうするかということは、茨木市ではどこが対応するのかという議論はあるのか。</p> <p>市の組織の中では人権の部局ということになるだろうが、まだ継続審議のものであり具体的な議論にはなっていない。</p>
委員	<p>部落に貧困が集まる、それ以外にも集まるポイントがあり、その一つに部落があるのかもしれないが、私のイメージでは渦のようなものである。垣根はなく、巻き込まれると引き寄せられてしまうというイメージを貧困については持っている。うまく表現できないが。なので、物事の解決はいろいろある、そばにいてだけで簡単に解決することもある。あまり大上段に構えて、部落差別という話にしてしまうと、逆に見えなくなるのではないだろうか。それが私の危惧するところである。周辺エリアも含めてみんな一緒であり、渦の核があちこちにある、それが個々の人権問題になるのかもしれない。なので、人権問題がすべて集約されて渦の核になっているという認識はあまりしたくない。人間生きていながら悩みをみんな抱えており、本人は人権問題と思っていなくても、はたから見れば人権問題と判断するものもあるかもしれないし、逆の場合もあるかもしれない。自治会やコミュニティセンターや、地域の中で活動しているとそういう問題はいくらでも出てくる。それを部落差別という言葉で大上段に振りかぶっていいのか。</p>
部会長	<p>ということは貧困として語るべきということだろうか。</p>
委員	<p>部落差別の実態はどうなっているかということが私自身整理できていない。</p>
部会長	<p>たとえばヒアリングの中での話やネット上の言説等はどうとらえればいいのか。</p>

発言者	内 容
委員	<p>過去にどうだったかではなく、今どうなのか、どうするのかということが大事だと思う。今どうなのかということは相談の中で見えてくるかもしれないが、これからどうするかということがセンターの役割ではないか。うまく言えないが。</p>
部会長	<p>今の考察では差別の起因する課題と貧困の課題を視野に入れてとなっているが、全体を貧困という問題として表現できるのではないかと言うことだろうか。</p>
委員	<p>貧困の仕組みは社会の仕組みとしてあると思うが、それが集中するところに部落問題や他の人権問題があるという形だと思う。大阪府内の実態把握でも、市営住宅・府営住宅の多い地域は同和地区と同じような生活困難になっている。その意味で、市営住宅や低所得者が多く集まる仕組みで集中している。同和地区の場合は、市営住宅が多いということもあるが、それがなかったときは安い長屋などがあり、生活に余裕がない人や、例えば八尾の調査で聞いたのは、九州の炭鉱で働けなくなって安い長屋に移り住んだところが部落だったということもある。そうした集中するひとつのきっかけとして部落問題がある。同和地区に集中することを部落問題と呼ぶかどうかは大阪府でも議論があり、市営住宅などに集中しているところも同様であるなら、部落問題ではなく都市問題だということになるが、なぜ部落なのかということの歴史的経緯を考えると、私は部落問題と呼ばなければならないと思う。特別な施策をやるのではなく、課題の集中したところに集中した施策をするということだと思う。その意味で、貧困か差別かと言うことではなく、貧困が同和地区に集中しているということで、その対応を一番担っているのが愛センターということかと思う。</p>
委員	<p>差別ということをどうとらえるかということを考えているが、実態がどうなっているかという事実に基づいて考えるべきという意見にも賛同する。私も部落に隣接する地域で育っており、中学・高校では同級生にも同和地区の人が多かった。若いころは特定のエリアに多く住んでいるというイメージだったが、現在地域でいろんなお世話をする中で、貧困問題や差別問題の輪がどんどん広がっているのが実態だと思う。特定の地域だけを指して取り組むのではなく、市全体に広がっている問題として考える。センターだけで対応するのではなく、センターを拠点としてどう対応するかということを書いていかねばならないと考えている。</p> <p>実態についてはいろんな人がいろんなことを書いているため、私も賛同したり自分なりの意見をまとめたメモをつくってきたが、実態として茨木</p>

発言者	内 容
	<p>市はどうなっているのかということをおなりに感じたことをまとめている。その上で、それぞれの論点について考えてきたことを書かせていただいている。</p>
委員	<p>この検討委員会は昔のままの部落問題でとらえるのか、解消した部分を評価するのか、解消していない部分がこれだけだという評価になるのか、どういう言葉を選ぶのがよいか難しいと思う。</p>
委員	<p>私はあるべき姿を書かなければならないと思う。議会や市役所内でも相当受け止め方や現状認識にばらつきはあると思う。その中で、あるべき姿はきちんと明確にしなければならないと思う。茨木市としてはこう考えるということを作り上げるべきだと思う。</p>
委員	<p>しかし茨木市自身が本当に貧困というとらえ方をしているのか。</p>
事務局	<p>貧困だけが部落問題ではないということがある。解放会館当時のノウハウの蓄積が北場相談員からの報告に結実している。しかしそれをすべてまとめて集約できるような機関や研究できる体制がない。そういったことを課題としてあげるのはいいことだが、全てを取り入れるのではなく、愛センターの役割は一体何なのかをということが論点である。市全体の話なら推進計画などの話であり、愛センターのあり方にそこまで書くのは話が大きすぎるのではないかと。限定的にする方がわかってもらいやすいと思う。</p> <p>もう一つは、愛センターは三十数年前から相談をやっており、当初は同和地区住民の悩みの相談であり、生活全般の相談だった。それが様々な市民対応にも応用できるものとなっており、その相談場所の一つがセンターであれば良いのではないかと。得意分野である同和问题から始まり、全般的な問題についても発信できるということだと思ふ。同和问题については差別事象もあり、若者の不安もあり、解消していないと私は考えている。それは新たな情勢だと感じている。そういうことにこたえられるセンターにしていかなければならないし、それはセンターの一つの大きなニーズかと感じている。活動や事業が始まると課題が見えてくるとあるが、逆に青少年センターの廃止により若い世代の課題が見えなくなってしまう。こういう事業をやるのが、若者の課題が見えてくる仕掛けになると思う。エリアもテーマも含めて、あまり大きくしすぎると余計に訳が分からなくなると思ふ。</p>
事務局	<p>特別対策があった時代の隣保館は、まさに同和问题解決のための施設であった。法律にも運営要綱にもうたわれていた。しかし課題が残っている</p>

発言者	内 容
	<p>にせよ特別対策が平成14年に廃止になった時に、社会的手法としての隣保事業とは何かということを考えると、近隣地域における住民の生活の改善という簡単な言説しかない。国は補助のために必要な事業を要綱で示しているが、同和問題という文言はそこからは消えている。そうすると、今の隣保館は何をするのかという検討をしっかりとしてほしいというのが議会の意見だと思う。</p> <p>それでは、同和問題はまだまだある、生活改善はかなり進んだ、そういう状況に対応しながら、地域の貧困の問題や子どもの問題に現状の隣保館は対応することが必要なのだという方向性、流れになるのではないかと思っている。同和問題についての意識についてもお示ししているデータにはないが、同和地区はなくなったのではないかという質問も部落差別解消法の議論の中ではある。同和問題は特別対策を受けるために手を挙げる必要があり、手を挙げて地区指定を受けたところが対象になっている。手を上げなかった被差別部落も存在する。その意味で、今回の法律は部落差別の解消という名称になっているのではないかと思う。</p> <p>大阪府の意識調査で何をもちて部落差別を受ける人と判断するのかについて、現にその地区に住んでいるという回答が多くなっている。同和対策事業特別措置法では旧来住んでいる人が差別を受けていることを持って差別としていたが、現状の意識の中では、それとは違っているという結果も出ている。</p>
部会長	<p>厚生労働省の設置運営要綱については、2002年の地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下地対財特法）の期限切れの際に通達が出されており、同和問題の解決を目指すことを放棄するものではないということを示している。国も含めてどういう規定をしてきたのかということについて示していく必要はあるのではないかと思う。</p>
委員	<p>委員もご指摘のように、部落問題について取り組んできた愛センターであり、地対財特法の期限切れの際に部落問題を含めていろんな人権問題に周辺地域も含めて取り組んでいくというのが愛センターの役割となっている。人権施策の拠点としての、というのはそれをもう少し広げようというものだが、そういう観点から茨木市全体の課題は何か、同和地区の課題は何かということを書いてはどうかと感じている。茨木市は貧困が進行しているというのは少し言いすぎと思うが、同和地区に貧困が集中しているのが現在の地区の課題であり、それがいろんな地域に広がっているのが茨木市全体の課題であり、そこに取り組む役割が市にあるということだと思う。それにどう取り組むのかという時に、愛センター以外なのかと考えれば、やはり愛センターが取り組むべきであり、集中しているところだけではな</p>

発言者	内 容
委員	<p>く、それ以外の地域で孤立しているところにもノウハウを生かして取り組んでいくということを示すためにも、部落と市全体の2つの課題を書いてはどうかと思う。</p> <p>取り組んできたが課題は残っているからまだやらなければという論理で、意見として本当に返せるのかということをおは思う。そうではなく、センターの役割は茨木市全体への貢献であり、同和地区の中でも役割がある、ノウハウを広げるときに、愛センターをやめてその職員を他に配置するという考え方も極端にはできるだろうが、愛センターで啓発や交流などを行っているからこそ仕組みとしてノウハウができているのであり、同和地区の中で生活に余裕がない層が入ってきているので、その中できちんとやっていかねばならないという課題認識のもとに書けないかと思う。いろんな課題がある中で愛センターにはこんな役割があるという書き方をすべきではないか。</p> <p>私は今の考え方が妥当だと思う。人権という中で考える、その中で愛センターがある、歴史的経緯の中で今があるのだが、その愛センターをどう活用するのかを検討するのが検討部会だと思う。どう活用するかの一つに、蓄積されているノウハウを整理して、どこでも使えるシステムにしたものを広げていくということがある。根っこの材料を集めるのが愛センターの相談事業になるのかもしれないし、いろんな交流事業になるのかもしれない。そういう落穂ひろいをするのが愛センターであり、集めたものを加工して調理して活用できるものにすれば、それを各所においていく。人権という中で愛センターを考えた時には、課題をピックアップできるから役割として存在できると思う。部落差別という問題とは別で、それも一部にはあるし具体的な問題としてもあるだろうが、存在意義を考えるならそこに行きつくのではないかと思う。</p>
事務局	<p>本日は5時まで議論の時間を取れていないが、1の議論をしているのにその以降の議論までをまとめてしているようである。少し休憩をとって、改めて議論していただければと思う。</p>
委員	<p>委員から提出されているメモも先に提案していただいた方がよいのではないか。</p>
事務局	<p>次回6月29日に、今いただいたご意見を集約して提示できるかといえはそうはいかないと思うので、7月6日の審議会では中間とりまとめとして現状までの報告とさせていただければと思う。本日のご意見を集約して、それをもって7月6日に向けて事前に配布させていただきたい。</p>

発言者	内 容
部会長	<p>【5分休憩】</p> <p>それでは再開したい。委員が意見をメモにまとめてくださっているので、こちらについてもご報告いただければと思う。</p>
委員	<p>進行の妨げになってはと思うので、審議の流れに沿って申し上げるべきところをお話しできればと思う。</p>
部会長	<p>それでは、1については茨木市全体の貧困とその背景にある様々な人権課題と、部落の課題について議論してきたが、その上でセンターの設置目的や位置づけの議論に進んでいきたいと思う。</p> <p>愛センターの必要性についていかがか。</p>
委員	<p>検討にあたっての視点として部会長が以前におっしゃっていた原点と再構築、発展のための視点というのは非常に大事だと思う。人員や予算が削減される中で事業が展開されてきたが、現在の事業の実態、相談の実態を明確にしながら、茨木市全体の現状を再認識したいと考えている。数年の間に予算も事業も削減されており、茨木全体の現状の中で考えていきたいと思う。重要な調査・研究がまだできていないのが実態で、あるべき姿をどこまで持っていけるかが課題だと思う。</p> <p>旧青少年センターについてもいろいろと議論があるが、立派な施設が残っているので、必ず有効活用すべく検討する必要があると思う。</p> <p>あり方検討の方向性にあたっては、改めて愛センターの目的や理念を明確に表現すべきだと考える。その中で隣保館としての位置づけの明確化、機能の再整理、現代的課題への対応、貧困、子育て支援など。貧困問題だけが課題ではなく、その他の課題も含めて包括的に検討し、3センターが茨木の発展に貢献できるようにすべきだと思う。地域住民の支援に力点を置いた事業、市民全体を対象とした事業に、愛センターの大きな役割があると思っている。</p>
部会長	<p>先ほどより愛センターの役割として、茨木市全体を視野に入れた役割や、貧困の集中している地域やその他の人権課題に関する役割として、これまで蓄積してきたノウハウを発展・拡張していくという課題が指摘されていた。また、委員からはヒアリング等を踏まえたあり方の検討についてご提案があった。項目2と3は重なる部分も多いと思うので、もう少しご意見をいただければと思う。</p> <p>これまでの議論では茨木市全体を視野に入れた役割についてご意見が多</p>

発言者	内 容
委員	<p>かった。私自身としては、多くの方に理解してもらうためには、そもそも隣保館というものは何かということについて資料のような形でも書いておく必要があると思う。歴史的な背景やそもそもの隣保館の目的等を入れておかねば、理解を得られないのではないかと思う。また、ことさらに運営手法のことばかりが目立ってしまい、理念が理解されない恐れがあると感じているので、何らかの形で入れておきたいと思う。</p> <p>先ほど事務局からのご意見や、北場相談員のご報告にもあったように、貧困や差別の問題が蓄積してきた場所だからこそ、ノウハウが蓄積されてきたということがある。そもそも隣保館はセツルメント事業を骨格として始まったところだが、なぜそれが部落問題に関わって設置されてきたかといえば、そこに貧困が集中してきたからであり、だからこそ総合的な、統合的な公民協働による運用が行われてきた。だからこそ、その経験を市政全体に活かしていくことが愛センターの役割だと思う。なので、隣保館としての理念や歴史について資料という形でも触れられれば理解を得られるのではないかと感じている。</p> <p>愛センターの事業として、センターだからこそできることは、隣保館としてのアウトリーチや、つなぐ機能、居場所、日常的な交流の場でもあり、生活支援・就労支援やそこで人が集ってアイデアを出し合うなど、なんでもできる場所であることがセンターの魅力であろうと思う。</p> <p>項目2の設置目的、位置づけについては、隣保館の今日的意義としてまとめられており、住民の支援に力点を置いた事業、市民全体を対象とした事業の2点から守備範囲と役割が書かれているので、これでよいのではないか。ただ、課題として項目1のところでもう少し記述できればと思っている。</p> <p>センターの位置づけとしては、地区住民、周辺地区、市全体それぞれで、市全体の課題はすべてが愛センターで担うということではなく、生活困窮等の多様な施策と連携してということだろうが、今のような書き方でよいのではないかと思う。</p> <p>もう一点、隣保館の役割をきちんと再認識する必要があることには賛成である。組立てとして、いのち・愛・ゆめセンターの条例があって、隣保館設置要綱があるという並びが大事だと思う。茨木市の課題があり、隣保館という仕組みを活用するという位置づけになっている。愛センターは隣保館設置運営要綱に基づいてその範囲をやるのではなく、愛センター自身の役割やアイデンティティがあり、そのために隣保館を活用するという位置づけが必要だと思う。市全体といった時に、そこまでできるのかということはあると思うが、そこはいろんな施策との連携でやっていくことであり、無茶を言っているようにとらえられない工夫はあると思う。今のもの</p>

発言者	内 容
部会長	<p>に何かを加えたいという意見はない。</p>
委員	<p>むしろ1の項目に茨木市としての課題を追加すべきという意見か。</p>
委員	<p>そういうことである。</p>
委員	<p>愛センターの必要性という言葉はあるのか。今更必要性をうんぬんするのはおかしいのではないか。設置目的や位置づけがきちんとかけていればよいのではないか。</p>
部会長	<p>今の委員の意見を受けて、愛センターは必要である、ということを前提に本検討会の議論を進めていきたいと思うが、異議はないか。それでは続けて項目3の基本的な機能と事業について移りたい。</p>
委員	<p>条例に位置づけられた事業についても十分な実施ができていない現状だとすれば、なぜそこまで職員数を削減したのか、予算を削減したのか、その経過を見直しておく必要があるのではないか。かつてそれなりの理由があって削減があったのであろうから、その上で、現在はどうかという話をすべきではないか。</p> <p>隣保館設置運営要綱と照らしてどうなのかということも今後重要であろうし、茨木市における拠点施設とすべきだと私も思うので、その役割を視野に入れた職員体制の拡充をすべきだと考える。それにあたっては、地域団体やボランティアとの連携・協働も必要であろうし、事業を効果的・効率的に実施できるようにすべきであろうと思う。結果的に地域住民の自立につながる方向で取り組むのが望ましいと考える。</p>
部会長	<p>先ほど北場相談員の報告に対する相談事業に関するご意見は、この部分にもう少し盛り込んでゆければと思う。また、職員数や予算の削減の経過や拡充の必要性、地域団体等との連携・協働の必要性など、今の委員の意見については、運営の部分に入るのか、こちらでも書いておくべきなのか。また事務局とも調整したい。</p> <p>設置目的・位置づけの部分では、愛センターの必要性は自明のこととして、項目1に茨木市としての課題に触れ、項目3については相談事業について先ほどの議論を踏まえて記載するというところでよろしいか。</p>
委員	<p>基本的な機能と事業について、柱として、相談のためだけにあるのではなく、啓発があって、交流があって、相談があって、そこで課題が見えて、啓発につながるといった、相談・啓発・交流を基本的な事業の柱とするこ</p>

発言者	内 容
事務局	<p>とを記載できると良いのではないか。それこそが愛センターの基本的な事業の柱だと思う。</p> <p>いきなり相談に来るわけではなく、事業やイベントなどに参加する人の中から、実はこんな相談がとやまることが多い。足を向けてもらうための事業をやることによって人が集まる、そこから抱えている課題が見えてくるということが愛センターの強みでもあろうと思う。そうした事業が課題発見のきっかけになる。</p> <p>相談の課題が解決するという事は非常に魅力的な事であり、一つも解決しないなら人は集まらない。解決してくれば人は自然に集まってくる。そのためには解決のスキルを高める取り組みをやることも非常に大事である。</p>
部会長	<p>4つ目の地域住民の自立支援と協働の必要性という部分についてだが、愛センターが大事にしてきたのは、相談者の尊厳であったり、権利であったり、自己決定やエンパワメントといったことであろうと思うので、そういった点を考慮し考察の部分にかけると良いかと思った。その上での事業であろうと思う。</p>
委員	<p>自立支援ということだけではなく、大きくいえば自己実現ということについての支援であると思う。自己実現という言葉を使ってよいのではないか。</p>
部会長	<p>福祉でも教育でも今や当事者の自己実現やエンパワメントが大切にされており、愛センターとしても従来大事にしてきたものだと思うので、その点を入れていきたいと思う。</p>
委員	<p>人権問題の推進拠点として、同和問題以外の当事者団体とも連携・協働すべきとあり、地域住民を含めて連携・協働して支援活動に取り組むべきだと思う。</p>
委員	<p>この4つめの項目は非常に重要な項目だと思う。どう展開するかがポイントである。センターの存在意義にもつながる。非常にいい形でまとめられているので、それが光るようになればと思う。内容的には十分だと思う。</p>
委員	<p>表現はどうか分からないが、茨木市内全体で言えば活動するにも施設が足りないとか、コピー機等が使いやすいとか、施設として活用してもらうことも求められると思う。利用率が問題にされるが、市民が気軽に使える</p>

発言者	内 容
	<p>施設であることを、利用者団体の支援は大変なことだと思うが、市民参加と協働という形で広げられるようなものであればと思う。</p>
委員	<p>6番目の項目になるが、コミュニティセンターの活用が大事だと考えている。かつて公民館であり生涯学習の施設という位置づけだったものをコミュニティセンターに転換する動きになっている。そうしたコミュニティセンターの有効活用やセンター分館の有効活用もぜひ入れたいと思っている。</p>
部会長	<p>当事者団体への支援の中身までは入れる必要はないか。もう少し具体的に書く方がよいだろうか。</p>
委員	<p>これまでも団体の支援に取り組まれており、かつては団体の事務局まで抱え込むこともあったが、それは住民自身に取り組んでいくという形に変わっており、それを支える、支援するという段階だと思う。なので、財政的な支援や、育成を丸抱えするような支援ではないやり方が必要だと思う。</p>
委員	<p>アドバイザーでよいのではないか。何もかもはできないのだから、できることをきちんと絞り込んでやりきる施設の方がよいと思う。やった方がいい理想論を聞いても、人・モノ・カネがそろわない。本当に必要な物は何か、という集中した考え方があった方がいいのではないかと思う。</p>
委員	<p>中央は人権センター、豊川、沢良宜、総持寺の4カ所を拠点として、周囲にコミュニティセンターがあるので、市内をブロックに分けて、そのブロックごとの優先順位や取り上げるべき項目を考えていく方がよいのではないか。具体的な進め方としてはそういうことが大事だと思う。茨木市全体ということあまり広げてしまうと、ニュアンスが違ってしまうかもしれない。</p>
部会長	<p>ブロックの考え方は前回委員からもご提案があったところである。この第4の項目について、隣保館の設置要綱の運営方針の中から抜粋する部分があってもよいのではないかと思う。</p> <p>運営方針の中で地域住民の参加が必要ということがいわれているので、入れておいてはどうかと思う。</p>
委員	<p>免除団体の規定は必要なのか。</p>
事務局	<p>どういう団体が利用するかの基準である。</p>

発言者	内 容
委員	免除団体という仕組みが団体の支援ということになるのか。
事務局	そういうことである。
委員	それは公共施設の運営をどうするかという統一した課題であり、所轄部局で決定しているものだと思うが、ここにことさらに載せる意味があるのかと思う。
事務局	ここではなく資料編として入れてもよいと思う。ただ、これがあれば話がしやすいのではないかというだけのものである。
部会長	運営上特に連携が必要と認められる地域住民の団体というのは、過去の経緯等から考えると重要だと思う。
委員	全体を通して気になる言葉が一つある。識字教室とあるが、識字というものがいまだに生きているのかということが気になる。どういう活動をどこまでやっているのか。日本語については外国の方が増えており、やるべきだと思うが、識字についてはどうか。もうないのではないか。そんな言葉が残っていると、他の部分まで旧態依然とみられるのではないか。それが非常にマイナスになっていると思う。識字教室としての実態はあまりないのではないか。どこまであるのかということは確認していただきたいと思う。
部会長	最近が高齢者だけでなく若者の不就学の問題はもう一つ実態としてあるのではないかと思うが、言葉として使うかどうかを検討した方がよいという意見だと思う。
委員	識字という言葉を使うかどうかということはあるが、日本語を学ぶという時に暮らしの中でコミュニケーションする必要があるというなかでの言葉の学び方も含めて識字と呼ぶということであったり、英語のリテラシーという言葉は使いこなし、参加するという意味も持たせている。書くのが不自由という人が16%あるという調査もあり、識字という言葉が社会に参画するための読み書き能力という言葉で使うかどうかということはあると思う。リテラシーの置き換えで識字という言葉を使いたいと私たちは思っている。
委員	識字という言葉を使うかどうか問題だと思う。やりだしたらきりがな

発言者	内 容
	いのでここまでにしたい。
事務局	<p>愛センターの識字教室の指針があるので、次回それを提示したい。</p> <p>国の言葉の使い方で、識字教室という用語に収れんされており、かつては読み書き教室という言葉で表現されていた。</p>
部会長	項目5以降がのこっているが時間になってしまったがどうか。
事務局	最後までを中間報告に入れる必要はないし、検討の期間を延ばしているので、審議会には現状として報告させていただきたい。
部会長	それでは次回は7月6日ということによろしいか。
委員	私は予備日の6月29日もやった方がよいと思うがいかがか。
事務局	29日の議論を踏まえて7月6日に出すのが日程的に厳しいように思う。
委員	7月6日にはすべて報告できなくても、議論をすることが大事ではないか。それをすることで、スムーズに進むと思う。
部会長	<p>それでは、6月29日14時からの開始としたい。引き続きよろしくお願ひする。</p> <p style="text-align: center;">閉会</p>